

## 「学校において予防すべき感染症」の取り扱いについて

### (1) 出席停止について

下表の「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準」にある感染症にかかっていると医師に診断されたときは、すぐに担任（学校）へ連絡してください。学校保健安全法に基づき、感染症の流行を防ぐため、出席停止とすることができます。

下表の感染症により出席停止となる場合、本校（高校）では、医師による罹患証明書（罹患証明書は保健室にあります。本校ホームページからダウンロードすることもできます）が必要です。罹患証明書は、医療機関で記入してもらい、登校の許可が出て登校する際に、担任を通して保健室に提出してください。（証明料は、学校の用紙による場合、医療機関によっては有料となる場合があります。ご了承ください。）ご質問などありましたら、本校保健室までご連絡ください。

### (2) 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準について

※平成27年1月改正

種類	対象感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・痘そう ・南米出血熱、・ペスト</li> <li>・マールブルグ病 ・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎 ・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群（SARS）</li> <li>・中東呼吸器症候群（MERS）</li> <li>・特定鳥インフルエンザ</li> <li>・（指定感染症及び新感染症）</li> </ul>	治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）</li> </ul>	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百日咳</li> </ul>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻疹（はしか）</li> </ul>	解熱した後3日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li> </ul>	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風しん（三日ばしか）</li> </ul>	発疹が消失するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水痘（みずぼうそう）</li> </ul>	すべての発疹が痂皮化するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咽頭結膜熱（プール熱）</li> </ul>	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核</li> <li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス</li> <li>・パラチフス・腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎</li> </ul>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>* その他の感染症</b></li> </ul> <p>例：感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） 溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑…など</p>	「その他の感染症」については、学校で流行が起こった場合、その流行を防ぐため、必要であれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として出席停止などの措置を行うことができる疾患です。よって、これらの疾患に罹患した場合、必ずしも出席停止の措置を行うというわけではありません。